

消防・救急デジタル無線整備事業について

1 事業概要

本市域内の消防救急活動時に使用する活動波と、大規模災害時などに消防本部間で実施される相互応援活動や緊急消防援助隊の活動の際に使用する共通波について、それぞれ必要な設備を整備します。

【整備の根拠】電波法で規定された周波数割当計画の変更（平成 20 年 5 月）により、全国の消防本部が使用している 150MHz 帯アナログ無線については、平成 28 年 5 月 31 日までに、260MHz 帯デジタル無線に移行することが必要となりました。

2 事業内容

(1) 共通波

神奈川県内 22 か所に無線基地局を設け、これらをひとつのネットワークで結ぶことにより、県外消防機関の受援時や県内消防機関の相互応援時に有効な、広域的消防救急無線網を、24年度から 26年度の3か年で整備する予定です。

(2) 活動波

市内 8 か所に無線基地局を設ける予定のほか、車載及び携帯無線機の更新を行います。活動波については、平成 25 年度から 3 か年で整備する予定です。

3 整備手法

活動波については各消防本部が独自に整備しますが、相互応援活動や緊急消防援助隊の活動の際に使用する共通波については、消防本部を持つ県内市町の共同事業として、各市町からの負担金を原資として、本市が工事实施を担当します。